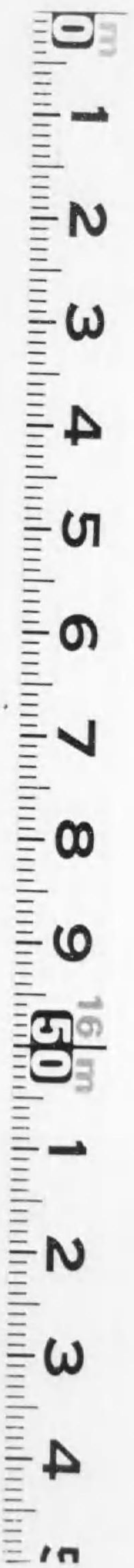
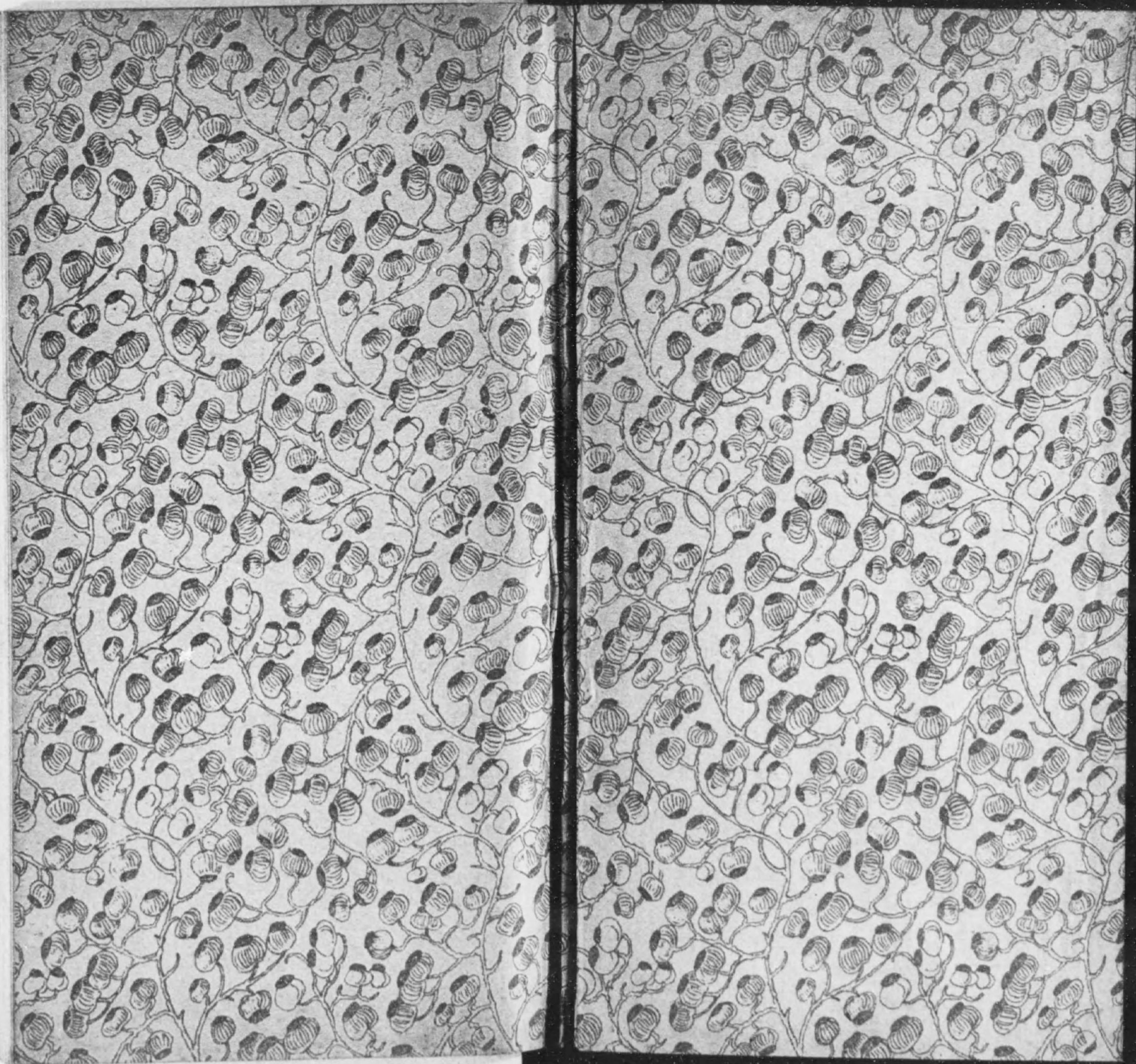


始



國際私法





持110
622

凡例

本書ハ、表解細註問答全書ノ一トシテ、國際私法ニ關シ、吾人ガ、外國人ト交際上、往々遭遇スベキ事項ニ就キ、漸ヲ追ヒ、編ヲ分チ、最モ緊要ナル事項ヲ表解的系統的ニ登載シ、一讀能ク其ノ如何ヲ知得セシムルノ資ニ供セリ。

本書ノ問題ハ、成ルベク其ノ範圍ヲ廣ク採リタルヲ以テ、一題ノ下、幾多ノ小問題ノ包含セラル、モノナレバ、題目僅ニ三十有餘ニ過ギズト雖モ、之ヲ分解スルトキハ、數百ノ問題ト其ノ解答ヲ得ベシ。

本書ハ、本文ノ外、其ノ項目ニ附記スルニ〔附〕ノ一項ヲ掲グ。本書ハ、所々ニ餘白ヲ存セリ。是レ諸氏ガ、攷究研鑽ノ餘、或ヒハ備忘筆記ノ用アランコトヲ思ヒテ、此クノ如クセルナリ。

大正元年八月

著者識

凡例

表解 國際私法目次

第一編 緒論

- (1)
- 一 國際私法ノ概説……………二
 - 二 國際公法ト國際私法トノ關係……………四
 - 三 國際私法ノ目的ト主義……………九
 - 四 裁判官ハ國際私法適用上法律ノ義務ノ有無……………一四
 - 五 國際私法ノ淵源……………一五
- 第二編 外國人ノ法律上ノ地位
- 六 外國人ノ法律上ノ地位……………一六
 - 七 外國法人ノ地位……………一七

第三編 國籍

- 八 國籍……………一五
 - 九 國籍ノ取得……………一六
 - 一〇 國籍ノ喪失……………一七
 - 一一 國籍ノ回復……………一七
- 第四編 住所
- 一二 住所……………一七
- 第五編 資格
- 一三 スタチウム……………一八
 - 一四 身分ト能力……………一八
 - 一五 月籍登錄……………一九

第六編 失踪

- 一六 失踪ノ推定……………一五
- 一七 失踪宣告……………一六
- 一八 失踪ノ効果……………一七

第七編 婚姻ト離婚

- 一九 婚姻實質上ノ條件……………二〇
- 二〇 婚姻形式上ノ條件……………二〇
- 二一 婚姻ノ効果……………二一
- 二二 婚姻ノ解消……………二二

第八編 親子ノ關係

- 二三 嫡出子……………二三
- 二四 私生子……………二四
- 二五 養子縁組……………二五

第九編 無能力者ノ保護

- 二六 無能力者保護法律……………二六
- 二七 親權……………二七

第十編 債務法

- 二八 債務ノ成立……………二八
- 二九 契約ノ効果……………二九
- 三〇 債務履行ト義務……………三〇

第十一編 相續ト遺囑

- 三一 相續ニ適用スルキ法律……………三一
- 三二 遺囑……………三二

第十二編 財産權

- 三三 財産權……………三三

第十三編 商法ト航海法

- 三四 商法ト航海法……………三四

表解 國際私法目次(終)

表解
細註

國際私法

中等教育學會編

第一編 緒論

諸國ハ種々ノ複雑セル組織ヲ有スルモノナリ。是レ畢竟風土人情ノ相異ナルニ基クモノナリ。故ニ、法律モ亦地球上同一ナルコト能ハザルモノトス。抑モ諸國法制ノ依テ生ズルトコロノ源泉ハ、國家主權ノ作用ニシテ、又立法權ノ行動ナリ。而モスベテ、法律規則ノ類ハ、自カラ効力ヲ及ボス限度ヲ有スルモノニシテ、一方ニ於イテハ、國家ハ、普通確定セル領土ヲ範圍トナスモノナレバ、法規モ亦其ノ範圍ヲ脱スルコト

一、國際私法ノ概説

能ハズ。故ニ此ノ點ヨリ觀察スルトキハ、スベテ、法規ハ、屬地的ノ性質ヲ有スルモノト稱スルコトヲ得ベシ。又他方ニ於イテハ、國家ハ、一定ノ人民ニ專屬セルヲ以テ、私人法タリ。此ノ二箇ノ限界ハ、一般世人ノ認ムルトコロナリト雖モ、時ニ或ハ外國人ニ對シ、自國法ヲ適用スルコトアリ。或ハ自國以外ニ効力ヲ及ボス規定ナキニアラズ。然レドモ、諸國ノ法規ニシテ、人類ニ共通ナル性質ヲ有スルモノアリ。是等法規ノ集合ヲ名ヅケテ、國際私法ト稱スルニ至レリ。之ヲ約言スルトキハ、國家ト一個人若クハ國籍ヲ異ニセル個人間ニ於ケル權利義務ニ關スル法規ノ集合セルモノナリト云フベシ。

1、國際公法 各國相互ノ利益牴觸スルコトヲ定ムルモノヲ云フ。

1、區別

2、國際私法

國籍ヲ同ジフセザル個人間ニ私益ノ牴觸ヲ決シ、若クハ一國ニ駐在スルトコロノ外國人間ニ於ケル訴訟ヲ裁斷スルモノヲ云フ。

1、相同ジキ點

い、國際公法、國際私法ハ、トモニ國家ノ間ニ於ケル國際關係ヲ規定スル法律ニシテ國內法ニアラズシテ、國際法ナリ。
民法、商法、訴訟法ノゴトク、主權ノ作用ニ依リテ、之ガ制定發布ヲナスモノニ

緒

論

二、
國際法
國際私法
關係

ろ、

アラズ。從テ各國家ヲ拘束スル法力ナルモノナク、二者トモニ法律ノ明文ヲ有セズ。

い、
目的上
ノ
差異

國際公法ハ、主トシテ各國間ニ於ケル公益問題ニ對シ之ガ適用ヲ見ルモノナリ。國際私法ハ、個人間ニ發生

1、

ロ、
二者ノ
異同

2、

2、
差異點

ろ、
裁判上
ノ
差異

1、

スルトコロノ利益ノ衝突ニ關シ之ガ適用ヲナスベキモノナリ。國際私法ハ、一國ノ裁判所ニ於テ、其ノ適用ヲ掌ル。國際公法ハ、或ル特別ナル場合ヲ除キ、

は、手續上ノ差異

- 1、
一國裁判所ノ適用スベキモノニアラザルナリ。
國際私法上個人ノ權利ヲ主張スルニハ、主張セントスル國ノ訴訟手續ニ依ルヲ通則トス。
- 2、

イ、目的

- 1、
各國民相互ノ間ニ於ケル私法的關係ノ管轄ト適用スベキ法律。
- 2、
何レノ國ノ領地ニモ屬セザル場所ニ於イテ、同一國民間又ハ數國民間ニ生ジタル私法的問題ノ斷定。

- 2、
國際公法上、權利ヲ主張セントセバ、外交手續ニ依ラザルベカラズ。

口、本國法主義

1、主義

人ノ能力ハ、其ノ本國法ニ依リテ、之ヲ定ムル主義ナリ。

2、其ノ例

外國人我が國ニ來リテ、婚姻ヲナサントスルトキハ、其ノ外國ノ法ニ從フトノ意ナリ。

3、種別

内國取引保護主義
ドイツ、サキソニー、スウイス等ノ採用セルモノナリ。

絕對的本國法主義

フランス、イタリー、ベルジウム等ノ民法ハ此ノ主義ニ依リテ制定セラレタリ。

三、國際私法之主目

ハ、住所法主義

1、主義

主人ノ能力ハ、其ノ者ノ住居セル土地ノ法律ニ依リテ、之ヲ定ムベシトノ主義ヲ云フ。

2、種別

内國取引保護住所法主義
プロシヤ及ビフイーロシヤ、スウイス、プロシヤ、ドイツハ之ヲ採用ス。

絕對的住所法主義

ニ、屬地法主義

法律ハ、一定ノ領土ヲ有シ、苟モ、其ノ領土内ニ來ルモノハ、内外人ノ別ナク、之ヲ拘束スルノ主義ニシテ、文明諸國ノ法典ハ、極メテ

ホ、
行為地
法主義

1、主義

此ノ主義ヲ避ケタリ。サレド、古ノ學者ハ、多ク此ノ主義ヲ唱ヘタリ。

人ノ能力ハ、法律行為ヲナス地ノ國法ニ從フトノ主義ナリ。

2、其ノ例

シヨールジャノ民法、フイールド案ノ如キハ之ヲ採用セリ。

一國ノ裁判官ハ、法律上、國際私法ヲ適用スルノ義務アリトノ説ナリ。明治四年布告第百三號第三條ニ、成文ノ法律ナキトキハ、習慣ニ依リ、習慣ナキモノハ、條理ヲ推

1、其ノ一

考シテ裁判ヲナスベシ、トアリ。條理トハ、世人一般ニ認メテ道理ナリト推考スルモノヲ云フ。國際私法ハ、吾人ノ認メテ、正當トナス條理ノ集合セルモノナリ。故ニ、明文ナキトキハ、右ノ布告ニ據ルハ、國法上、裁判官ノ職務ナリト。國際私法ハ、條理ノ集合セルモノナリトノ説ハ、不可ナリ。國際私法中ニ於イテハ、或ヒハ條理ニ反スルモノアリト雖モ、國際私法ノ性質ニ違背スルモノニアラズ。モ

1、積極說

2、其ノ二

ト國際私法ハ、國際間ニ於ケル慣習ヲ收集セルモノニシテ、其ノ私法ニ屬スルモノ、ミヲ云ヒタルニ過ギズ。裁判事務心得（前掲百三號）ノ布告ニ依ルモ、明文ナキトキハ、習慣ニ依ルトアリ。民法、商法、訴法法等ヲ見ルニ、當事者ニシテ、特ニ意思ヲ表示セザルトキハ、慣習ニ從フベキモノトセリ。國際私法的事件ニ就テモ、亦然リ、明文ナキトキハ、私法的國際慣習ノ集合タル國際私法ヲ適用スル

ハ、明治八年ノ布告ニ依ルモ、法典ノ法規及ビ精神ニ從フモ、裁判官ニ義務アリト云ハザルベカラズト。

3、其ノ三
 法例ノ規定ヲ見ルニ、第三條ヲ始メトナシ、本國法主義ヲ採用セル條文少ナカラズ。是レ國際私法ヲ認メタル證ニシテ、我が國ノ裁判官ハ、明ラカニ國際私法ヲ適用スベシトノ條文ナシト雖モ、法例ノ精神ハ、其ノ義務アルモノトセルナリ。設令其ノ義務アリトノ明示

四、
裁判官
國際法
適用上
無義務
裁法
八義
法務
上無

ナシトスルモ、之ヲ適用スル權利
アリ。權利ハ、義務ニ伴フモノニ
シテ、國法上裁判官ノ職務ニ屬ス
ト。

國際私法ハ、國內法ニアラズ。憲法第五十七條
ニ、司法權ハ、天皇ノ名ニ於イテ、法律ニ依
リ裁判所ヲ之ヲ行フトアリ。此ノ所謂法律トハ、
我が國主權者ノ公布モ給フ法律ニシテ、外國ノ
法規若クハ國際、慣習等ヲ意味セルモノニアラ
ズ。我が國ノ裁判官ハ、我が國法ヲ適用シ、以
テ裁判ヲナス義務アルモノニシテ、國際私法ヲ
適用スル義務ナキヲ通則トス。積極論者ハ、國

口、
消極說

法ノ精神ヲ誤解セルモノナリ。反對論者ノ所謂
慣習若クハ條理ナルモノハ、今日國際法上認め
ラレタル慣習若クハ、條理ヲ指示セルニアラズ。
又法例ニ本國法主義ヲ採用セルヲ以テ、直ニ裁
判官ニ國際私法適用ノ義務アリト云フハ、大ニ
非ナリ。法例ハ、國內法ナリ、國際法ニアラズ。
國際私法ニ人ノ身分、能力ハ、本國法ニ從フト
ノ原則アルガ故ニ、裁判官ニ其ノ本國法ヲ適用
スベキ義務アルニアラズ、國內法ノ規定アルガ
タメナリ。

右ノ如クナレバ一國ノ裁判官ハ、國際私法適用
ノ法律上ノ義務ナキガ如シト雖モ、其ノ本國法

ハ、結論

ニ從フトノ明文ヲ設ケタルヲ以テ、或ヒハ獨逸法ニ從ヒ或ヒハ英佛二國ノ法律ニ依ルベキ事件ノ發生スルハ、當然ノ結果タリ。斯クノ如キ場合ニ於イテ、文明諸國ノ法律ハ、國際私法ノ原則ヲ採用スルコト多ク、タメニ國際私法ハ、充分ニ之ヲ研究セザルベカラズ。

イ、意義

國際私法ハ、一國主權ノ作用ニ依リテ、制定發布セラレタルモノニアラズ。從ツテ成文的法規ノ存在スル理由ナク、況ンヤ、法典ヲヤ。而シテ其ノ分類ノ方法ハ、二三アリト雖モ、此ニハ、デバギュー氏ノモノヲ掲ゲルコト、セン。

一、意義

二國又ハ數國間ニ結バレタル義務的合致ニシテ、苟モ一國ニシテ、對外主權ヲ享有シ、行使シ得ルモノトセンカ。條約ヲ締結シ得ル

1、條約

ヤ、自カラ明ラカナ
リ。即チ二個以上ノ
國家ノ意思表示ハ、
之ヲ條約ト認ムルコ
トヲ得ベク、其ノ締
結セル國家ヲ拘束
ス。

1、第一

一事件又
ハ一物件
ニ付キ、
國家ノ權
利義務ヲ

定ムル條
約。

2、第二

外交關係
ニ付キ、
一般ノ準
備ヲ定ム
ル條約。

3、第三

同盟條約
條。

國際慣習ハ、國際社
會ニ於ケル各人間ノ
間斷ナキ行動ニシテ

ろ、
ルヘフテ
區別

い、意義

實際ノ必要ニ基キ、正義ノ觀念ニ伴フ國民行爲ノ發動ナルヲ以テ、國際私法ノ主タル淵源ヲナスモノト云フベシ。學者或ヒハ曰ク、國際法ハ、國際社會共通ノ精神ヲ發表セルモノナリト。果シテ然ラバ、國際慣習ハ、國家共通ノ意思表示ニシテ

國際私法ノ淵源タルコト、勿論ナリ。

- A... 條約。
- B、國際慣習。
- C... 先例。
- D... 天賦法
- E、國際法學者ノ著述。
- F、海上捕獲ニ關

1、
ノツア
說氏ン

I	H	G	
及 外交 史 中 戰 史 歷 史 就 學 說 法 學 者 ノ	判 所 ノ 決 裁 國 際 裁 判 所 ノ	命 令 國 際 裁 判 所 ノ	命 令 國 際 裁 判 所 ノ
史 等 和 條 約 及 講 交 史 中 戰 史 歷 史 就 學 說 法 學 者 ノ	史 等 和 條 約 及 講 交 史 中 戰 史 歷 史 就 學 說 法 學 者 ノ	史 等 和 條 約 及 講 交 史 中 戰 史 歷 史 就 學 說 法 學 者 ノ	史 等 和 條 約 及 講 交 史 中 戰 史 歷 史 就 學 說 法 學 者 ノ

2、
習、
國際
慣

K	J	
義 平 均 主 權 力 及 關 係 及 利 害 ニ 諸 國 ノ	既 得 權 (時 動 等 ニ ヨ リ テ 得 ル 權)	既 得 權 (時 動 等 ニ ヨ リ テ 得 ル 權)

五、
國際私法
ノ源

緒

論

3
デギ
ノ一
説氏
ユバ

C	B	A	G	F	國際裁
各國法 律及 裁判例	國際習 慣。	條約	法學者 ノ學說	判所ノ 判決。	

國際私法

2
ウカ
ノ一
説氏
ヲル

E	D	C	B	A	國際法
法規 比其ノ 判決及 判所ノ	捕獲裁 復文書 外交往	外交歷 史。	條約。	學者ノ 著述。	

ろ、分類

4、マロロ氏ノ說

- F 輿論。
- E 國際的學理。
- D 先例。
- C 條約。
- B 國際慣習。
- A 法。即チ自然法。
- D 學者ノ國際法意見。

5、ハイプ氏ノ說

- D 國際慣習。
- B 歷史。
- A 條約。
- E 學說。
- D 著書。
- C 諸國ノ法律。
- B 國際慣習。
- A 條約。

6、
ノレフゼブ
説氏テホーラ

- E、
國際裁
判所及
ビ國內
裁判所
ノ判決
- F、
學者
國際法
著述。
- A、
國際慣
習。
- B、
國際條
約。

7、
類ノステマ
分氏ンル

- C、
外交文
書。
 - D、
諸國ノ
注規。
 - E、
歷史就
中外交
史及ビ
法律史
- 一國ノ法律ハ、其ノ
之ヲ發布シタル國家
ノ意思表示ニシテ、
國際社會ノ精神ヲ發

口、淵源

表セシモノニアラズト雖モ、諸ノ法規ヲ達觀スルニ、各國法規ノ牴觸ヲ豫防スルノ趣旨ニ本ヅク法律ヲ制定シ、或ヒハ他國ト交際スル主權ノ限度ヲ定ムルモノアリ。法例ノ規定ハ、概ネ皆此ノ種ニ屬ス。又宜戰講和ヲナシ、條約ヲ締結スルハ、

い、各國ノ法律

天皇ノ大權ニ屬スト定メタル憲法ノゴトキ、其ノ他法ノ公私ヲ論ゼズ、此ノ種ノ法規ハ、淵源ヲナスモノ多ク。我國ノ法規ハ、日本内ニノミ拘束力ヲ有スルモノナリト雖モ、他ノ諸國ニ於イテ、同一ノ法規ヲ制定シ、國際社會一般ニ行ハル、

ニ至リ、其ノ之ヲ採
 用シタル國家ノ法律
 ハ、唯、其ノ國ノ意
 思ヲ表示シタルニ止
 マラズ、國際社會ノ
 精神ヲ發表セルモノ
 ニシテ、終ニ國際私
 法ヲ構成スルニ至ル
 然ルニ從來歐洲諸國
 ノ法典ハ、未ダ國際
 關係ノ頻繁ナラザル
 本世紀ノ初ニ制是セ

ラレタルモノナレ
 バ、之ニ關スル法規
 モ亦、不完全タルヲ
 免レズ。然レドモ、
 輒近發布セラレタル
 法典ハ、精密ナル國
 際規定ヲ設ケタリ。
 就中我が國ノ法典
 ハ、最近ノ編纂ニ係
 リ、歐洲諸國ノ法典
 ヲ参照セルモノナル
 ヲ以テ、稍完備セル
 モノニ近シ。

ろ、
内國裁判
例ノ

一國ノ法規ハ、之ヲ
制定發布シタル國土
ニノミ効力ヲ有スル
モノニシテ、他國ニ
行ハルベキモノニア
ラズ、内國裁判所ノ
判決モ亦然リ。然レ
ドモ、其ノ争訟事項
ニシテ、國際件ニ關
スルモノハ、國際私
法ノ淵源トナルコト
アリ凡ソ判決ハ、國

3、
各國法律及
例ノ
裁判

法ノ不備ヲ補ヒ、其
ノ解釋ヲ歸一ナラシ
ムルヲ目的トス。甲
國ハ之ヲ是トシ、乙
國之ニ參同スルトキ
ハ、國法ノ國際私法
淵源タルト等シク他
國モ亦成文法ノ不備
缺點ヲ補足スルニ當
リ、有力ナル標準ト
ナリ終ニ國際私法ノ
源ヲナス。

凡ツ國際上ニ於ケル紛議ヲ決スルニ、強制、手段ノ二手段アリ。國際裁判所ハ、後者ニ屬シ二國若クハ數國ノ合意ニ依リ、組織セラレタル裁判所ヲ云フ。臨時、索設ノ二種アリ。臨時國際裁判所トハ、國際上ノ紛争ヲ生ジタル場合ニ之ガ判決

は、
國際裁判
所
例
決

ヲナスタメ臨時ニ設ケタルモノ。索設國際裁判所トハ、或ル地方ニ生ズル國際事件ヲ常ニ裁斷センガタメ、數國ノ條約ニヨリテ、組織セラレタルモノヲ云フ、是等ノ國際裁判所ニ於ケル判決ハ、皆國際私法ヲ組成スト斷言スルコト能ハズトイ

ヘドモ、其ノ之ヲ設定シタル當事國ニシテ、之ガ判決ヲ受クルトキハ之ニ服從シテ、拘束セラレザルベカラズ。其ノ他ノ諸國ニ對シテハ、一種ノ先例タル動力ヲ有シ、延イテ國際社會ノ通則ヲ組成ス。

國際法ノ著書、並ニ之ニ關スル學者ノ意見ハ、元ヨリ法規ニ相等シ

4、學說

キ効力ナキヤ明瞭ニシテ、裁判所ハ、唯成文法ノ不備ヲ補ヒ、疑義ノ解釋ヲナスニ當リ、多少參考ノ資ニ供スルノミ。故ニ吾人ハ、國際關係及ビ法規關係ノ實地及ビ法律牴觸ニ適用スベキ法規ヲ分析シ、法律ノ解釋ヲ一定ナラシメ、以テ或文法ノ不備ヲ補充セザルベカラズ、故ニ學會ヲ起シ、著書ニ雜誌ニ、國際法ノ進歩ヲ圖ルニアリ。是レ國際私法ノ淵源ノ一ニ學說ヲ加フル所以ナリ。

國際條約ハ、其ノ目的ニ從ヒテ、種々ノ名稱アリ。

- 一、條約。
- 二、合意。
- 三、布告。
- 四、約定。
- 五、議決。

右ノゴトク國際間ニ於ケル國家ノ合意ハ、其ノ種類多ク、其ノ名稱モ亦許多ナリトイヘドモ、二個以上ノ國家ノ意思表示ハ、皆コレヲ條約ト認メ、締結シタル國家ヲ拘束

スルモノナリ。然ラバ國際私法ノ淵源タル國際條約ハ、其ノ種類ニ限リアリヤト云フニ、一定ノ限度アルコト勿論ナリトイヘドモ、古來ノ學者、分類ノ標準ヲ異ニス。從テ其ノ名稱モ亦古今同一ナルコト能ハズ。故ニ羅馬法以來、大家ノ説明セル分類ヲ示サントス。

條約ヲ分ツテ、性法中ニ含蓄スルトコロノ主義ヲ明定スル條約及ビ性法中ニ存在

ヒューゴ
グロシユス
氏ノ説

スル義務ヲ特定スル
條約ノ二種トセリ。
然レドモ、其ノ陳ブ
ルガゴトク、條約ハ、
性法ニ關スルコトノ
ミヲ定ムルモノニア
ラズ。

氏ハ、此
ノ種ノ條
約ヲトレ
テリ、
コンスタ

1、
一件ノ事
クハ物ハ
一件ニ物
付國ニ
家ノ國
權利ノ
義務ヲ
ム定ル
條約

チユチー
フト稱シ
領土又ハ
經界ニ關
スル條約
又ハ賣買
讓與、負
債等ニ關
スル條約
ノ如キハ
一事件ニ
特件ニ付

互ニ權義ヲ定ムルモノハスベテ此ノ種ニ屬ス。

此ノ種ノ條約ハ、前者ト相異ナリテ一事件若クハ一物

註
國際條約ニ就テ

2、

外關上一般標準ヲ定ムル條約

件ニ付權利義務ヲ確定スルモノニアラズ。國際事件ノ全體ヨリ觀察シ、國家ノ間ニ於ケル權義ヲ定ムル準則

ヘフテル氏ノ説

ヲ定ムルモノニシテ、修交條約ノゴトキ、若クハ郵便電信、商標、出版保護條約ノゴトキ皆此ノ種ニ屬ス。

此ノ種ノ條約ハ、國際間ノ平和ヲ維持シ秩序ヲ全ウセシガタメニ、各獨立國ノ間ニ締結スル條約ニシテ、

彼ノエー
 ラシヤベ
 ールノ如
 キ會合ナ
 リ。同盟
 條約ハ、
 一事件ノ
 終局ヲ目
 的トナス
 コト多シ
 ト雖モ、
 之ト同時

3、
 同盟
 條約

ニ永久或
 ル種ノ事
 件ハ、之
 ヲ準則ト
 ナサント
 約スルコ
 トアリ。
 例ヘハ千
 八百七十
 一年アラ
 バマ事件
 ニ付英米

兩國間ニ
締結シタ
ル條約ノ
如キ、其
ノ一例ニ
シテ、將
來此ノ種
ノ紛議ヲ
生ジタル
トキハ、
常ニ仲裁
裁判ニ附

スベク、
又其ノ手
續ノゴト
キモ、此
ノ事件ニ
於ケルト
同一ナル
ベシト定
メタルハ
一事件ヲ
終局スル
ト同時ニ

一般ノ規則ヲ確定シタルモノナリ。

此ノ二氏ハ、條約ヲ有期無期、ニ分チ近來ノ多ク條約ヲ明諾默ノ二種ニ區別シ、明諾條約ヲ別チテ、或ル事件ノ終局ヲ目的トナスモノト、將來ヲ規定シ、廣ク各國

マルテンス
及ビホイ
トニ氏其
他ノ說

ニ及ボサントノ主旨ニテ締結セルモノトス前者ハ平和條約ノゴトキヲ云ヒ、後者ハ、千八百五十六年二月十六日ノ國際海上法ニ關スル巴里條約ノゴトキ、又千八百六十八年十一月中、聖德彼斯堡ニ於テ結ビタル戰場ニ殘酷ナル武器ノ使用ヲ

國際私法淵源ノ最大原由

禁止スト云ヘル條約ノゴトキ、即チ是ナリ。
右ニ列舉セル條約ハ或ヒハ一事件ノ終局ヲ目的トシ、將來同一事件ノ發生シタルトキハ、其ノ規定ニ從ヒ、紛議ヲ決セントノ國際的合意ニシテ、國際私法ノ淵源ヲナス最大原由タリ

條約締結權ハ、國家ノ主權ニ屬ス。從テ條約ノ効力ニ關スル問題ハ、憲法上ノ問題タリ。條約ノ締結セラレ、公布セラル、ニ至ル自カラ階段アリ、一ヲ評議ト云ヒ、他ヲ批准ト云フ評議ハ、各國家ガ條約ヲ締結スルニ先ダチ、當事者ノ委任狀ヲ有スルトコロノ特命全權委員ノ之ヲナスヲ通則トス。而シテ、其ノ權限ハ、國體ノ如何ニ依リ、其ノ範圍ヲ同ジウセズ。立憲國ニ於イテハ、條約ニシテ、締結セラ

條約締結
ノ權ト批准
ノ効力

レ、署名シタル場合ニハ、之ガ批准ヲ求メザルベカラズ。然レドモ批准ヲ經ルニアラザレバ、條約ノ効力ナキヤ否ヤ、ニ付テハ、古來學者ノ論争スルトコロニシテ、積極論者曰ク、全權委員ハ、條約ヲ締結スルニ當リ、自國ヲ代表シ、全部委任ヲナシタルモノナリ。何ゾ批准ヲ要センヤ。批准ハ、唯、代表シタル主權者即チ國家ト條約ヲ締結シ終リタリトノ承認ニ止マリ、相手方ニ對シテ、何等ノ効力

ヲ生ズルモノニアラズト、然レドモ委員ノ自國ヲ代表セル委任權限ノ範圍ヲ實行スルニ、條約ヲ締結スルニ止マリ、其ノ可否ヲ斷定スルハ、權限外ノ行爲ト云ハザルベカラズ。甚ダシキニ至リテハ、批准ハ、條約ニ毫末ノ必要ナシト主張スルモノアリ。此クノ如キ暴論ヲ吐クニ止マリテ、深ク之ヲ辨ズルノ要ナシ。批准ハ、一國ノ主權者若クハ憲法ノ規定ニ從ヒ、條約締結ノタメ任命セラレタル全權委

員ノ締結シタル條約案ヲ是認スルヲ云フ。故ニ批准ハ、恰モ一國ノ立法議會ニ於イテ、議決セル法律案ヲ主權者ノ裁可スルト異ナラズ法律案ニシテ、未ダ裁可セラレザル間ハ、國民ニ對シテ、拘束カヲ生ゼザルト同ジク。全權委員ノ條約案モ主權者ノ明示若クハ默示ノ批准ヲ經ザル間ハ、未ダ條約國双方ニ對シテ効ヲ生ゼザルモノナリ。

何人ガ批准ヲナスノ權ヲ有スルヤト云フニ、其ノ權ハ、主權者ニアルハ勿論ナリト雖モ、其ノ主權者一個ノ意思ニ依リ、之ヲ爲シ得ル制度アリ。又或ヒハ議會ノ協贊ヲ要スル國体アリ。歐洲諸國ヲ通覽スルニ、右ノ三種ニ區別スルコトヲ得ベシ。

英國ハ、此ノ制度ヲ採用シ、皇帝ハ、條約事項ノ重大ナル件ハ、親カラ處置スル

い、
執行權
ニ依リ
條約ヲ
批准ス
ル制度

ろ、
議會協
賛制

權利ヲ有セズ。一應
條約案ヲ議會ニ提出
シ、以テ審議ヲ求メ
ザルベカラズ。米國
ニ於ケルモ亦同一ナ
リ。主權者ハ、唯、
可否ノ權アルノミ。
此ノ制度ハ、條約案
ヲ議會ニ提出シ、協
賛ヲ經ルヲ要スルモ
ノニシテ、近世歐洲
大陸諸國ハ、多ク此

は、
主權者
一ノ者
意思ニ
依リ批
准ヲナ
スノ制
度

ノ制度ヲ採用ス。獨
逸、奧太利、伊太利、
佛蘭西ノゴトキ、是
ナリ。
歐洲諸國ノ多數ノゴ
トク、條約案ハ、議
會ノ協賛ヲ要ストノ
主義ヲ排斥シ、主權
者ハ、當然自己ノ統
治權ニ基キ、條約ヲ
締結シ又之ヲ批准シ
得ベシトノ制度ヲ採

批准ノ權ニ就テ

用ス。露西亞、土耳其、日本ノ如シ。

條約ハ、一旦批准ヲ經タルトキハ、當然國內ニ効力ヲ生ズルモノナリ。然レドモ、各國憲法ノ規定ヲ異ニシ、財政ニ關スル重要ナル事項若クハ人民ノ權利、義務ニ影響ヲ及ボス事項ハ、其ノ執行ヲ拒絕セラル、コトアリ、或ヒハ條約ノ批准ニ依リ、拘束力ヲ生ズルモノナルヲ以テ、苟モ批准セラレタル後ハ、之ヲ否認スルコト能ハズ、

當然國內ニ執行セラル、モノニシテ、反抗若クハ戰爭ヲ開クニアラズンバ、締結事項ニ違背スルコト能ハザルモノト定ムル邦國アリ。條約ノ締結セラレテ、批准ヲ經タルトキハ、假令條約ノ有効期限ヲ定メズトイヘドモ、直ニ無期限ナリ、永久効力アリト斷言スルコト能ハズ。而シテ條約ヲ解除スル場合ハ、一般ノ契約ト等シク、當事者ノ一方、義務ヲ履行セザルトキハ、被害者ハ、外交手續ニ從ヒ、

條約ヲ解除スルコトヲ得ベシ。然レドモ便宜上穩和ノ手段ヲ取リ、國際關係ヲ維持センガタメニ、違約ノ理由ヲ訊シ、違約國ニシテ其ノ原因ヲ辨明スルトキハ、強テ解約ヲ請求セズ、單ニ損害賠償ニ止マル場合アリ。一旦條約國ノ間ニ戰爭ヲ開始スルノ止ムコトヲ得ザル場合ニアリテハ、既結ノ條約ハ、當然解除セラル、モノナリトイヘドモ、事實上全ク効力ヲ失フハ、同盟條約ノゴトキモノニ止マリ、

國際私法ニ關スル裁判執行ノ條約相續條約ノ如キ個人的條約ハ、之ガタメニ變更セラル、コトアリト雖モ、全ク消滅スルモノニアラス。其ノ他一國ガ他國ニ合併セラレタルトキハ、併合國ハ、被合併國ノ條約ヲ繼承シ、唯、消滅スルハ、被併合國ノ政治的契約ニ止マリ、地方的利益ヲ發達セシムル郵便同盟ノ如キ、之ガタメニ破壞セラル、モノニアザルナリ。

第二篇 外國人ノ法律ノ地位

1、狀態

古代ニ於ケル法律ハ、屬人主義ニ基キテ制定セラレタルモノニシテ、之ガ保護ヲ受クルモノハ、唯、本國人ニ止マリテ、其ノ國ニ居住スル外國人ハ、少シモ其ノ利益ヲ受クルコト能ハズ。却テ婚姻相續若クハ遺贈ヲナスヲ禁ジ、或ヒハ重稅ヲ課スル等、大ニ其ノ取扱ヲ異ニセリ。是レ人智未ダ開發セズ。蒙昧固陋ニシテ營奪吞噬息ムトキ

1、古代ニ於ケル外國人ノ地位

2、其ノ例

ナキノ時代ニアリテハ、盡シ止ムコトヲ得ザル自然ノ現象ナリ。

い、希臘ニアリテハ、外國人ハ、スベテ野蠻ナリト斷定シ、決シテ法律ノ保護ヲ附與スベキモノニアラズトセリ。

ろ、アテーネニ於イテモ、外國人ヲ視ルコト、希臘人ニ於ケルガゴトク、特ニ重稅ヲ課シタリ。

種ノ混合ヲ以テ、神ノ禁止

は、セルトコロナリト稱シ、大ニ外國人ト同住スルコトヲ禁止セリ。

此ノ世紀ニ於ケル外國人ハ、獨立ナル人格ヲ具備シ、内國人ト相等シク、權利ヲ有シ。義務ヲ負擔シ得ルヤト云フニ、未ダ獨立ナル地位ヲ有スルコト能ハズ、貴族ノ保護ヲ受クルニアラザレバ、自己ノ權利ヲ保全スルコト能ハザリシナリ。而シテ此ノ世紀ニ於ケル外國人ハ、私權ヲ享有スルコト能ハザ

六、外國人ノ法律上ノ地位

口、中世及ビ封建時代ニ於ケル外國人ノ地位

1、狀態

ルヲ以テ、其ノ原則トス。然レドモ、羅馬ノ或ル帝ニ至リテ、土地所有權ヲ認對建時代ニ於ケル貴族ハ、一定ノ領土ヲ有シ、世々之ガ領主トナリ。其ノ領域内ニ居住スルモノハ、皆其ノ領主。服従スベキモノトセリ。苟モ他國人ニシテ其ノ領内ニ居住シ、領主ノ保護ヲ受ケントスルモノハ、一年一日ノ内ニ百金ヲ納付シ、以來臣民タルコトノ誓約ヲナサザルベカラズ。若シ他國人ノ死亡セルトキハ、領

2、其ノ例

主ハ、代テ其ノ相續ヲナシ、又外國人ハ、其ノ領土以外ニ訴訟ヲ提起セントセバ、豫メ保證ヲ立ツルニアラザレバ、訴狀ヲ受理スベキモノニアラズトセリ。

羅馬帝國ノ仇敵ニシテ、野蠻人ノ稱アルゲルマニ人ノゴトキハ、所々ニ團體ヲ組織シ、互ニ氣脈ヲ通ジ、此ノ團體以外ニハ、保護スベカラズトセリ。

社會ノ文化ノ發達シ、通商貿易ノ進歩スルニ從ヒ、徒ニ外國人ノ權

ハ、
現世於國
ニ於テ
ル外ノ
人ノ地
位

1、狀態

2、其ノ例

利ヲ否認スルハ、却テ自國ノ權利ヲ妨ガル所以ナルヲ知得シ、排外利己主義ニ更フルニ對外相互主義ヲ以テスルニ至レリ。凡ソ人ハ、權利ヲ享有シ、義務ヲ負フノ自由ナルハ、猶ホ空氣若クハ清水ノ如ク、内國人タルト外國人タルトヲ問ハズ、吾人ノ等シク取得スベキ共有物ナリ、豈ニ國ノ内外ヲ問フノ要アラシヤ。

佛國革命時代ニ於イテハ、ルーソ

1、モンテスキウ等ノ人々ハ、盛ニ

イ、意義

自由制度ヲ主唱シ、外國人ヲ優遇スルノ途ヲ開ケリ。

法人ハ、法律上ニ於ケル無形人ナリ。凡ソ人ハ、當然人格ヲ享有スルモノニアラズ。法律ニヨリテ、人格ヲ取得ス。法人モ亦然リ、一國ニ於テ、法人タル資格ヲ有スルモノハ、當然他國ニ至リ、人格ヲ主張シ得ルヤト云フニ、決シテ然ラズ、學者或ヒハ法人ヲ、一般ト特別トニ區別シ、一般法人ハ、外國ニ對シ、人格ナシト雖モ、特別法人ハ、當然人格ヲ備へ、權利ヲ有シ義務ヲ負擔シ得ベシト論ズルナリ。

七、外國人ノ地位

ロ、種別

1、一般人

法人ハ、其ノ之ヲ充許シタル主權者ノ假想ニヨリテ、設立セラレタルモノナリ。故ニ設立國區外ニ於イテハ、其ノ主權者ハ、何等ノ權力ナキヲ以テ、外國ニ於イテ、モ尙ホ人格ヲ保有ストナスコト能ハズ。商工業會社ノゴトキ、當然法人タル資格アルモノニアラズ。或ヒハ條約相互主義ニ依リ、或ヒハ法律相互主義ニ基キテ、人格ヲ享有スルモノナリ。

2、特別法人

國及ビ國ノ行政區劃ヲ云フ、此ノ種ノ法人ハ、國際關係ヲ全ウセンガタメニ一國ノ認ムルト否トニ拘ハラズ、法人タルノ資格ヲ有スルトセリ。若シ否ラズシテ一般法人ノゴトク、特ニ主權者ノ許可ヲ有スルトセバ、何ゾ能ク國際場裏ニ立ツコトヲ得ン。

八、國籍

第三編 國籍

1、種別

- 1、根原國籍
- 2、取得國籍

人ノ國籍ハ、其ノ所屬國ノ法律ニ從ヒ、何レノ國民タルヤヲ定ムベキモノニシテ、吾人ノ服從スベキ國籍法ハ生産國ノ人事法アラザルベカラズ。而シテ其ノ國法ニ從ヒ、之ヲ取得シタル國籍ヲ云フ。

各國ハ、其ノ境遇ニヨリ根原國籍ヲ喪失スルコトアリ、又ハ他國ニ歸化シ、新ニ國籍ヲ取得スルコトアルヲ云フ。

ロ、
國籍ヲ
定ムル
主義

- 1、出生主義。
- 2、血統主義。
- 3、折衷主義。

各個人ヲ一國ニ運續セシムルトコロノ運續ナリ。故ニ國籍ヲ明ラカニスルニアラザレバ、何レノ國人ナルヤ得テ知ルベカラズ。況ンヤ法律ヲ適用スルニ當リ、其ノ準規ヲ求ムルコト能ハズ。從ツテ世人ハ、國際私法ヲ論ズルニ先ダチ、先決問題トシテ、國籍ノ性質ヲ離明セリ。是レ管ニ國籍其ノモノ、抵觸ヲ防グニ止マラズ、引テ許多ノ國際問題ヲ惹起スルコトアレバナリ。

イ、
國籍ノ
定義

い、概 括

出生ニ依ル國籍取得ノ方法ハ、主法上ヨリスルトキハ、三個ノ主義ニヨリテ、各其ノ原由ヲ異ニス。

古代ニ於
イテハ、
人ノ權利
義務ハ、
住所ニヨ
リテ定ム
ルコトナ

リ、其ノ
 人ノ系統
 ニヨリテ
 定メタリ
 是レ個人
 ノ權利義
 務ハ系統
 ト密接ノ
 關係ヲ有
 スルモノ
 ナレバナ
 リ故ニ希

血統主義

臘羅馬ノ
 古ニアリ
 テハ、血
 統ヲ重シ
 シ、出生
 地ノ如何
 ニ拘ハラ
 ズ、其ノ
 父母ノ國
 籍ニ徒フ
 モノトセ
 リ。此ノ

主義ニ從
ツテ、法
典ヲ編纂
シ、又ハ
制度ヲ定
メタルハ
獨逸、羅
馬尼、瑞
西、埃太
利、匈牙
利、瑞典
等トス。

人ハ、土
地ニ附屬
ストノ對
建制度ノ
觀念ニ伴
フ主義ナ
リ苟モ甲
國內ニ出
生シタル
モノハ乙
國人タル
ト否トニ

1、
出生ニ
ヨル取
得方法

ろ、
分
類

2、
出生
地主
義

拘ハラ
ズ、之ヲ
甲國人ト
ナスニア
リ。此ノ
主義ハ、
英米ニ行
ハル、モ
ノニシテ
千八百七
十年英國
法律ニヨ

リテ明ラ
カニ出生
主義ニヨ
リテ、國
籍ヲ定メ
唯丁年ニ
達スルト
キハ撰、
舉ヲナス
權利アリ
トセリ。

3、折衷主義

此ノ主義ハ前ノ二主義ヲ折衷スルモノニシテ一國內ニ居住スル外國人ニシテ、子女ヲ産ムトキハ、特別トシ

テ、其ノ父母ノ國籍ニ從ヒ又ハ內國國籍ニ屬シ或ヒハ又或ル場合ニ限リ父母ノ國籍ニ從フベシトスルニアリ。

九、
取國
扱籍

現今社會ノ狀態ヲ觀察スルニ、各國ノ交通大ニ開ケ、風俗慣習人情宗教ノ如何ヲ問ハズ、内外人同一ノ權利

1、
血統主義ノ點

ヲ取得シ又自由ニ一國ノ國民トナルコトヲ得。然ルニ系統ノ如何ニ拘泥シ父母ノ歸國ニ從フベシトナスハ、盡

シ現今社
會ノ状態
ヲ顧ミザ
ルモノト
云ハザル
ベカラズ。
一ハ國籍
撰擇者ノ
主旨ニ反
シ、一ハ
社會ノ現
狀ニ違反

スルモノ
ナリ。
此ノ主
義ノミ
ヲ採用
スルト
キハ、
家族ノ
情ヲ疎
遠ナラ
シムベ
キ缺點

は、缺點

アリ。其ノ例ハ父ハ佛國ノ國籍ヲ有シ、子ハ、獨逸ノ國籍ヲ有スルコトアリ此ク

A

2
出生地主義ノ缺點

ノ如キハ、家族ノ愛情ヲ遠ナラシムルノミナラズ、父母相争フノ止ムコトヲ得

B、

此ノ主 義ハ、 意思ニ 反シ、 國義ヲ 定ムル ノ缺點 アリ。

ザルニ 至ルベ シ。

C、

此ノ主 義ハ、 偶然ノ 事實ニ 依リ、 國籍ヲ 取得ス ルノ弊 アリ。

此ノ方法トハ、法律 ノ効果ニ依ルモノニ シテ生來ノ國籍ニヨ

歸化トハ、甲國人ガ、
 其ノ國ノ國籍ヲ失ヒ
 乙國ノ臣民トナル一
 種ノ方法ニシテ、乙
 國人ノ享有スルトコ

G	D
ノ	ノ
シタルト	養子トナ
キ。	リタルト
ノ	キ。
歸化ヲナ	日本人ノ

い、意義

ロノ一切ノ權利能力
 ヲ取得スルモノナ
 リ、故ニ、他國人ニ名
 譽其ノ他ノ特權ヲ附
 與スルコトアルモ、
 未ダ以テ歸化ト稱ス
 ルコト能ハズ。苟モ
 歸化ヲ許可シタルト
 キハ、其ノ國ニ居住
 セシメ、又之ヲ保護
 スベキ効果ヲ生ズル
 モノナリトス。

1、
 一ヲ完全歸化
 一ヲ不完全歸
 化ト云フ。是
 レ政治上ノ權
 利ヲ歸化人ニ
 附與スルヤ否
 ヤ、ニヨリテ
 生ズル區別ナ
 リトイヘドモ
 歸化タルニ於
 イテ、國際上
 差異アルベキ

ろ、種類

2、
 モノニアラ
 ズ。
 白耳義、匈牙
 利ニ於イテハ
 大歸化ト、通
 常歸化トニ區
 別シ通常ノ歸
 化ハ、其ノ効
 力甚ダ微弱ニ
 シテ、政治上
 ニ於ケル權利
 ハ、大歸化ニ

3、
歸化ニ
依ル國
籍得取

1、

アラザレバ、
附與セズ。
我が國籍法第
十六條ニヨレ
バ、歸化人ノ
子ニシテ、日
本ノ國籍ヲ取
得シタルモノ
及ビ日本人ノ
養子又ハ人夫
トナリタルモ
ノハ、左ニ掲

ゲタル權利ヲ
有セズ、ト規
定セラレタ
リ。

國務大臣
宮内大臣
又ハ内大
臣トナル
コト。
樞密院ノ
議長、副
議長又ハ

は、
ノ國籍
規定法

國

籍

Blank space with horizontal lines

此ノ場合ニ於イテ
ハ、何レノ法律ヲ適
用スベキヤ、裁判官

- F、
ノ議員ト
ナリ、又
ハ之ヲ選
舉スルコ
ト。
- E、
官トナル
コト。
- 帝國議會
- 宮中顧問

國際私法

Blank space with horizontal lines

2、

- C、
將官トナ
ルコト。
- 海陸軍ノ
- 顧問官ト
ナルコト
- D、
大審院長
- 會計検査
- 院長又ハ
- 行政裁判
- 所長官ト
ナルコト

國籍變
更ノ爲
メ法律
抵觸シ
來タル
合タル
場

所屬國法ト外國法ト
抵觸スルトキハ、前
者ニ從ヒ、一國ノ裁
判官ガ、二個ノ外國
法ニ關スル問題ハ、
其ノ當事者ノ住所地
法ヲ適用シ、住所ナ
キトキハ、當事者ノ
國法中最モ裁判官所
屬國法ニ近キモノヲ
適用スルヲ原則ト
ス。

口、
國籍取
得ノ種
別

い、
意義

合同トハ、一國ノ領
土ヲ割キ、他國ニ併
合スルヲ云フ。故ニ
被割讓國ハ、主權ノ
變更ヲナスヲ常ト
ス。其ノ合同ハ、正
當ノ理由ヲ有スル
ト、否トニ拘ラズ、
被割讓國ノ人民ヲ割
讓國ノ主權ニ服從セ
シムルモノタリ。然
ルニ土地ノ割讓ハ、

ろ、例外

國籍ニ何等ノ影響ヲ及ボスモノニアラズト論ズルモノアリ。是ハ否ナリ。

二國人間ノ人種、風俗、慣習、宗教等ノ同シカラザルガ爲メニ、之ヲ服從者ト唱へ、臣民タルノ資格ヲ附與セザリシコトアリ。米國ノポールジュニ於ケルガゴトキ是ナリ。

國土ノ割讓アルトキハ、必ず其ノ割讓國住民ノ國籍ニ變更ヲ生ズルヤ明ラカナリトス。此ノ場合ニ於イテ、

依然舊國
 家ノ國民
 タラントス
 ルモノハ
 一定ノ期
 間内ニ舊
 籍維持ノ
 意思ヲ表
 示スルト
 キハ、舊
 國籍ヲ撰
 擇スル餘

1、意義

地ヲ付與
 スルヲ國
 際法ノ原
 則トス。
 然レドモ
 割讓地ノ
 住民ニシ
 テ國籍ヲ
 撰擇セザ
 ルトキハ
 何人ガ割
 讓地ノ國

合同ニ
依ル國
籍取得

籍ヲ有ス
ルヤ、割
讓地ニ出
生シタル
モノナリ
ヤ、將タ
割讓地ニ
住所ヲ有
スルモノ
ナリヤ、
古來種々
ノ説アリ

左ニ掲ゲ
ン。
封建時代
ノ古キ思
想ニ基ク
モノニシ
テ、國土
ヲ割讓ス
ルニ當リ
其ノ割讓
地ニ住居
スル者ハ

2、住所說

皆割讓國
即チ新國
家ノ國民
トナスト
云フニア
リテ、住
所ハ、生
活ノ中心
點ナルヲ
以テ、之
ニ從フハ
當然ナリ

3、出生說

云フニア
リ。
割讓地人
民ノ國籍
ヲ定ムル
ニ當リ、
出生ヲ標
準トナス
モノニシ
テ、割讓
地ニ出生
セルモノ

は、
 國土割讓ノ合ニ於テ舊ケルニ於テ舊籍ヲ維持スルニ就テハ、
 國土割讓ノ合ニ於テ舊籍ヲ維持スルニ就テハ、

ハ、住所
 ノ何タル
 ヲ問ハズ
 悉ク皆新
 國家ノ臣
 民トナス
 ベシト云
 フニアリ
 住所ト出
 生ヲ根據
 トナシ、
 以テ國民

4、
 折衷ノ說

ノ去就ヲ
 決スベシ
 ト云フニ
 アリ。即
 チ割讓地
 ニ住居ス
 ルモノハ
 新國家ノ
 臣民トナ
 シ、地方
 ニ於イテ
 ハ、其ノ

土ニ出生
シタルモ
ノハ、悉
ク住所ノ
如何ニ拘
ハラズ、
割讓國ノ
臣民トナ
スベシト
云フニア
リ。

5、
折衷
說ノ

單純國
住所ヲ有
スルモノ
ハ、住所
ヲ根據ト
ナシ、何レ
ノ國民ニ
屬セシム
ベキヤヲ
定メ、又
複雑國ニ
於イテハ

出生地ヲ以テ、國籍決定ノ標準トナスベシト云フニアリ。
此ノ說ハ住所ト出生トヲ兼ヌルニアラザレバ、

6、折衷說ノ三

新國家ノ住民トナスベカラズト云フニアリ。然レドモ此ノ二個ノ原由ヲ具備スルモノハ、極メテ少數ナルヲ

以テ新國
家ノ國籍
ヲ得ルモ
ノ少ナク、
爲メニ割
讓國ハ、
甚ダシキ
不利益ヲ
被ルコト
アルベシ。

一〇、
失ノ國籍
喪

イ、
意
義

人ハ、數個ノ國籍ヲ有スルコト能ハザルヲ原則
トス。故ニ一國ノ國籍ハ、他國ノ國籍ヲ獲得ス
ルト同時ニ之ヲ喪失スルヲ云フ。

ロ、
原
因

1、
政
府
ノ
許
可

日本ヲ離レ、外國ノ國籍ニ入ラン
トスルモノハ、豫メ日本政府ノ許
可ヲ受ケザルベカラズ。我が國籍
ヲ失ヒタルモノ、妻及ビ子ニシ
テ、其ノ者ノ國籍ヲ取得シタルト
キハ、又日本ノ國籍ヲ失フモノナ
リ。

2、
婚
姻

日本人ノ婦ガ、外國人ト婚姻ヲナ
シ、日本人タル子ガ、認知ニヨリ

3、
外國軍
隊ニ入
タルトキ。

外國ノ國籍ヲ取得シタル場合ノゴ
トキ、日本ノ國籍ヲ喪失ス。
日本人ニシテ、外國ノ軍隊ニ入り

二、
國籍
ノ
復
回

イ、
意
義

是亦國籍取得ノ一方法ナリト雖モ、他ノ方法ト
異ナルトコロハ、一旦國籍ヲ失ヒ、再ビ之ヲ獲
得スルニアルヲ云フ。

ロ、
規
定

1 …… 婚姻ノ解銷後ナルコト。
2 …… 日本ニ住所ヲ有スルコト。
3 …… 內務大臣ノ許可ヲ有スルコト。

第四編 住所

イ、定義

或ル一定ノ場所ニ住シ、他ニ移轉スル意思ナク、法律上ニ於ケル關係及ビ生活ノ中心トナストコロノ意思ヲ表示シタル一個ノ場所ナリ。

出生ニ基因セル住所ニシテ苟モ他ニ住所ヲ撰定セザル以上、出生ニ依リ、當然此ノ住所ヲ有スルモノナリ。
出生當時父ノ住所ヲ以テス。

1、固有住所

は、父ノ死去後ニ出生シ、嫡母ノ産マザルモノ若クハ認知セラレザル幼兒ハ、母ノ住所ヲ以テ、固有住所トス。
父母トモニ不分明ナルトキハ、出生シタル場所ヲ以テス。
出生所不分明ナルトキハ、發見シタル場所ヲ住所トス。
い、法律ノ假想セルトコロノ住所ニシテ、反證ヲ許サザルモノナリトス。

住所

2、必要住所

ろ、
此ノ住所ハ、法律行為ヲナシ、權利ヲ實行シ、義務ヲ履行センガタメニ、永久住居セントノ意思ヲ有スル場所ヲ云フ。

は、
故ニ個人ニシテ一定ノ住所ナキトキハ、法律ノ指定セル場所ニ於イテ、權利ヲ實行シ、義務ヲ履行セシメンガタメニ設立セル住所ナリ。

三、住所

住所

口、類別

に、
既婚婦ノ住所ハ、夫ノ住所ニシテ、幼者ハ、親族ノ住所ヲ以テシ、下婢、下僕ハ、主人ノ住所ヲ以テ、自己ノ住所トナシ、官吏ノ住所ハ、臨時ニアラザルトキハ、當然公務ヲ取扱フ場所ヲ住所トス。

ほ、
外交官、領事ハ、駐在地ヲ住所トナス。
社會法人ノ住所ハ、店舗所在地ヲ以テシ、法人ニシテ

3、
所撰定住

へ、

各所ニ營業所ヲ有スルトキハ、直接營業店所在地ヲ以テ、住所トス。

い、

一人ニシテ數個ノ營業所ヲ有スルトキハ、訴訟其ノ他ノ關係上不都合ノ場合多キヲ以テ、之ヲ避ケンガタメ、法律ハ、確定セル業務ニ付キ、特別住所ヲ撰定セシムルニ至レリ。

此ノ住所ハ、其ノ目的ニ從ヒテ定メタルモノナレバ、

ろ、

目的以外ノ住所ニ付テハ、住所タルノ効力ナク、此クノゴトキ場合ニハ、固有住所ヲ以テスルニアラザレバ、法律上有効ナル行爲ヲナスコト能ハズ。

又住所ヲ別ツテ自然住所、任意住

所、法律住所ノ三トナスアリ、又

或ヒハ、民事上ノ住所、商業上ノ

住所、裁判管轄上ノ住所及ビ遺産

上ノ住所ノ四種ニ分類スルモノア

註

住

所

ハ、住所變更

1、變更

リト雖モ、概ネ前ノ住所中ニ包含セラル、ナリ。

吾人ハ、任意ニ住所ヲ變更シ若クハ主タル店舗ヲ適當ナル場所ニ移轉スルノ自由ヲ有ス。然レドモ、之ガ變更移轉ヲナサントスルトキハ、法律ニ定メタル條件ヲ履行セザルベカラズ。スベテ住所ハ、現ニ其ノ住居ヲ變更スル外形ノ所爲ニ、其ノ舊住所ヲ抛棄スル意思アルニアラザレバ、決シテ舊住所ヲ變更スベキモノニアラズ。

2、條件

い、住所ヲ變更スル意思ヲ表示スルコト。

ろ……住所ヲ變更スルコト。

第五編 資格

イ、意義

國際法學者ハ、法律ノ抵觸ニ關シテ、スタチウトナル語ヲ解スルニ際シ、法律ナル意味ニ用フルコトアリトイヘドモ、必ズシモ法律ノミヲ指示スルニアラズ。地方ノ慣習及ビ市町村ノ慣習法ヲ意味スルコトアリ。然レドモ適當ナル譯字ナキヲ以テ、姑ク之ヲ法ト假定ス。

直接ニ人ニ關スル法律ニシテ、人ノ身分ヲ定メ、契約ヲナシ、其ノ他諸般ノ行爲ヲナス能力ヲ規定スルモノナリ。故ニ一國人タル資格

一三、トチウタ

ロ、種類

1、屬人法

ヲ定メ、子女ノ嫡出子タルト、否トヲ規定シ、婚姻ノ要件若クハ離婚ノ原因ヲ定ムルガ如キ、夫權、親權、後見權及ビ契約締結ノ能力ヲ定ムルトコロノ法規ハ、皆此ノ種ニ屬ス。

2、物件法

直接ニ物ニ關スル法規ヲ謂ヒ、財産ノ使用、收益及ビ處分等ニ關スル法規ハ、此ノ種ニ屬スルモノナリ。屬人法ハ、之ヲ公布シタル國土ニ住所ヲ有スルモノハ、皆之ヲ遵奉

1、身分

註

セザルベカラズ。物件法モ亦然リ。不動産ニ關スル規定ノゴトキ、内外人ノ別ナク、之ヲ適用スベキモノトス。而シテ中間法ハ、其ノ邦土ニ於イテ、法律行為ヲ爲シタルトキハ、之ニ從フベキハ、行為地法ノ原則タリ。故ニ三者ノ區別ハ全ク利ナキニアラズ。

一個人ガ、親族上ニ有スル地位ニシテ成年者、既婚婦、後見人、嫡出子、私生子ト云フガゴトク、人ノ性格ヲ意味スルモノヲ云フ。

イ、意義

2、能力

權利ノ主體トナリ得ルトコロノ力ヲ云フ。即チ身分ヨリ生ズル結果ニシテ、義務ヲ負擔シ、法律行為ヲナシ、若クハ權利ヲ實行スル等ノ力ヲ云フ。

ロ、國際法協會ノ快議

- 1、……身分能力ハ、本國法ニ從フ。
- 2、……國籍ノ分明ナルトキハ、住所地法ニ從フ。
- 3、……一國內ニ種々異リタル法規アルトキハ、其ノ者ノ服從スベキ地ノ法律ニ從フ。

此ノ說ノ理由トスルトコロハ、人ノ能力ハ其ノ者ノ國土、風

俗、人情等ニヨリテ定ムベキモノニシテ、他國ノ法律ヲ適用セントスルモ氣候ノ寒暖、人智發達ノ遲速及ビ國體ノ如何ニ依リテ、適當ナル判斷ヲナスコト能ハズ。故ニ特ニ其ノ國民ノ性質ニ適合セル本國法ニ從ヒ、人ノ能力ヲ定ムベシト云フニ

い、意義

アリ、近世諸國ノ學者ハ、多ク此ノ說ヲ主帳シ、本說ハ外國人ノ他國ニ在留セル場合ニ於イテ、一時ノ寄留者タルト、住所ヲ定メタルモノト否トニ拘ハラズ、其ノ外國人ノ容貌言語並ニ衣服等ニ依リ、本國ヲ知ルコト容易ナルヲ以テ、住所ノ

一四、
身分能力

1、
本國主義

ろ、
種別

如何ニヨリテ、無能力者トナリ、若クハ、能力者トナルノ憂ナク、最モ便宜ニシテ且ツ法理ニ適シタル説ト云ハザルベカラザルナリ。

1、
相對的本國主義。

2、
絕對的本國主義。

い、
根原住所説

人ノ身分、能力ハ、出生シタル場所ノ法律ニ依リ、確定スルモノナリ。現在有スル住所ノゴトキハ、唯、一時ノ居所ニ止マリ、居住者ニシテ明ラカニ其ノ地ノ法律ニ服従ストノ意思ヲ表示スルニアラザレバ、現住所地法ヲ適用スベキモノニア

2、住所
法說

ラザルナリ。故ニ、此クノ如キ場合ニアリテハ、根原住所地ニ從フハ、理ノ當然ナリト云フニアリ。人ノ能力ハ、其ノ者ノ現ニ住居セル地ノ法律ニ依リテ、之ヲ定メザルベカラズ。何トナレバ。住所ハ人ノ性質ヲ變更スルモノニシテ、事實ノ

ろ、現在住
所說

關係ヲ直接ニ定メ行爲ノ、効力上最モ適合セルモノナリ。故ニ人ノ身分、能力ガ本人ノ現住所ノ法律ニ依リテ、事理ノ當ニ然ルベキトコロナリト主張スルニアリ

此ノ說ハ、封建時代ニ行ハレタルモノニシテ、人ハ、土地ノ產物ナリ、人ハ土地ノ附屬物ナリトノ獨斷的思想ニ基クモノナリ。甲國人、

ハ、身分能
力ニ關
スル各
國法典
主義

資

格

3、
屬地法
說

乙國ニ來タリ、居住スルトキハ、其ノ主權者ノ支配ヲ受クベキハ當然ニシテ、尙ホ本國法ヲ適用セザルベカラズトセバ、一國ノ公安ハ、決シテ維持シ得ベキモノニアラズ故ニ、外國人ニシテ、一國ニ在留スルトキハ、其ノ國法ヲ遵守セザルベカラズ。現在此ノ屬地主義ヲ認ムル智利國ニ於イテハ、唯舊說ヲ維持スルニ過ギズ。

人ノ能力ハ、本國法ニヨリテ、之ヲ定ムト云ヒ、若クハ住所法ニヨ

4、
行爲地
法說

リテ、之ヲ決スベシト云フモ、其ノ本國ハ、何國ナルヤ、所謂住所トハ、果シテ終始滞在スルトコロノ意思ヲ有シ、他ニ移住スル意思ナク、スベテ法律上ニ於ケル關係若クハ生活ノ中心トナストコロノ場所ナルヤヲ知ルコト、極メテ困難ナリ。然ルニ行爲地ハ、之ヲ知ルコト容易ナルヲ以テ、行爲地法ニ依リテ、之ヲ定ムルハ、至當ナリトスト云フニアリ。然レドモ行爲地ニシテ何レノ國家ニモ屬セズ。

若クハ汽車、汽船中ニ於ケル行爲ノ如キハ、如何ニシテ行爲地法ヲ定メ得ルヤ、況ンヤ日々轉輾スルモノニ至テハ。前日ノ無能力ハ、忽然トシテ今日ノ能力者トナリ、之ト契約ヲナスモノハ、意外ノ結果ヲ生ジ、損失ヲ被ルノ弊アルヤ朋ラカナリ。

外國ニ於ケル内國人ノ戶籍登錄ハ其ノ國ニ駐在セル本國公使若クハ領事コレヲ掌ルモノトス。而シテ其ノ戶籍帳簿ニ登錄シタルトキ

1. 戶籍登錄

- 1、外國ニ於ケル内國人ノ戶籍登錄
 - 2、内國ニ在留スル外國人ノ戶籍登錄
 - 3、例外
- ハ、本國ニ對シテ効力アルモノナリト雖モ、外國駐在ノ自國軍隊ニ屬スル軍人、軍屬ノ戶籍登錄ハ、在外軍衙ニ屈出ザルニアラザレバ其ノ効ナシ。
- 内國ニ在留スル外國人ノ戶籍登錄ハ、内國ノ戶籍官吏之ヲ掌ルヲ本則トス。
- 治外法權ノ諸國ニ於テハ、公使、領事若クハ外國軍衙ハ、其ノ臣民ノ戶籍登錄ヲナスモ、法例外タリ。

一五、
登戶籍錄

口、證據力

2、	1、
外國ニ於テ内國公吏ノ爲シタル戶籍登錄	外國ニ於テ内國ノ人ノ爲メ外國公使ノ爲シタル戶籍登錄

外國公使ノ爲シタル戶籍登錄ハ、内國ニ於イテモ、證據力アリト云ハザルベカラズ。何トナレバ、戶籍ノ登錄ハ、一ノ法律行爲ニシテ、場所ハ行爲ヲ支配ストノ原則ニ從ヒ、外國公使ガ、其ノ本國法ニ依リ登錄シタルモノナルヲ以テ有効ナリトス。

公使領事若クハ外國駐在ノ内國軍衙ハ、自國人ノ戶籍ヲ掌ルトコロノ職權ヲ有スルモノナリ。從ツテ之ガ爲シタル戶籍登錄ハ、内國ニ

對シ、完全ナル證據力アルハ、一點ノ疑ナシトス。

内國官吏ガ、外國法ニ從ヒ、又ハ外國公吏ガ、自國法以外ノ形式ニヨリテ、登記ヲナシタルトキハ、本國ニ對シ、證據力アリヤ、否ヤニ就テハ、多少ノ疑ナキコト能ハズ。場所ハ行爲ヲ支配ストノ原則ヲ絕對ニ貫徹スルトキハ、甲國公吏ガ、乙國人ノ身分ヲ登記スルニ當リ、乙國法ニ依リ、登錄シタルトキハ、甲國ニ對シテ、證據力ア

リト認ムルコト能ハズ。内國公吏ガ外國法ニ從ヒ、登録セル場合モ亦然リ。佛國ニ於イテハ、佛國公吏ニシテ、外國ニ駐在スルモノハ、佛國法ニ從ヒ、登記ヲナスニアラザレバ、本國ニ對シテ、證據力ナキモノ、ゴトシ。我ガ國ノゴトキハ、之ニ關スル法文ナキヲ以テ、裁判官ノ心證ニ訴フル外ナカルベシ。其ノ他身分證書ヲ滅失シ若クハ編成セシヤ、否ヤ、不明ナルトキ、死亡、出生、婚姻等ノ事實ヲ

如何ナル方法ニ依リテ、證明スベキヤ、古來學者ノ難問トスルトコロニシテ、或ル論者ハ、此ノ事件ヲ受理シタル裁判所ノ法律ニヨリテ決セザルベカラズ。何トナレバ此ノ問題タルヤ。審判スルニアラザレバ、事實ノ真相ヲ發見スルコト能ハズ。加フルニ裁判スルニ當リ、訴訟當事者ニシテ、證據ヲ提出シタルトキハ、其ノ採否ノ決定ヲナサルベカラザレバナリ。然レドモ實際ニ於イテハ、身分證書

ヲ提出シ能ハザルモノハ、其ノ本國法ヲ參照シ以テ其ノ申請ノ當否ヲ決スルヲ常トス。是レ屬人主義ヨリ來ルトコロノ當然ノ結果ナルヲ以テノ故ナリ。

第六編 失踪

1. 意義

失踪者ニシテ、或ル法律規定ノ時期ヲ經過スルトキハ、之ヲ規定スルコトノ規定ナリ。

い、第一期
失踪推
定時期

從來ノ住所又ハ居所ヲ去リタルニ止マリ歸國スルヤ、否ヤ、不明ナルヲ以テ、裁判所ハ、利害關係人ノ申請ニ依リ、不在者ノ財産管理ニ付キ必要ナル處分ヲ命ズ

1、佛國法

ろ、第二期
失踪宣告時期

ルガタメニ、失踪ノ推定ヲ宣言ス。住所若クハ居所ヲ去リ、一定ノ年月ヲ經過シタルトキハ、死亡シタルモノト認メ、失踪ノ宣告ヲ附與ス。

は、第三期
失踪確定時期

失踪後三十年ヲ經過シ、若クハ失踪者百歳ニ達シタルトキハ利害關係人ニ遺

産ノ相續權ヲ附與ス。

不在者ノ住居ヲ去リ。生死不分明ナルトキ、利害關係人ノ申請ニヨリ、其ノ財産管理ヲ命ズル時期ナリ。

失踪後四年ヲ經過シ、尙ホ生死ノ明ラカナラザルトキハ、失踪ノ宣告ヲナ

い、第一期
失踪推定期

ロ、其ノ例

2、露國法

ろ、
第二期
失踪
宣告
時期

シ、遺産ヲ相續者ニ
附與ス。此クノ如ク
失踪時期ノ區別ヲナ
スハ日本法律ノ認メ
ザル所ナリ。

民法第二十五條ニ依
レバ、從來ノ住所又
ハ居所ヲ去リタルモ
ノガ、其ノ財産ノ管
理人ヲ置カザリシト
キハ、裁判所ハ、利
害關係人又ハ檢事ノ

一六、
失踪
ノ
推
定

3、日本法…民

法

請求ニヨリ、其ノ財
産ノ管理ニ付キ、必
要ナル處分ヲ命ズル
コトヲ得トアリ。是
レ不在者ノ財産ヲ抛
棄スルトキハ、終ニ
滅失シ、國家ノ經濟
上、不利益ナルヲ以
テ、國家ハ財産管理
人ヲ命ジ、之ヲ保管
セシムル所以。

1、意義

甲國人、乙國ニ移住シ、從來ノ住所又ハ居所ヲ去リ、遺産ノ管理人ヲ置カザルトキハ、利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ依リ、其ノ財産ノ管理ヲナスニ當リテ、何レノ裁判所ニ管轄アリヤト云フコトナリ。

財産ノ滅失ハ、其ノ所在國ノ公益上、大關係ヲ有スルヲ以テ當然乙國ノ裁判所ニ管轄權アリト云ハザルベカラズ。從ツテ

い、
財産所
在地ノ
裁判所
ニ管轄
權アリ
トノ説

居住者ノ財産管理ハ乙國法ヲ適用シ、其ノ財産ノ毀損、紛失ヲ豫防スルコトヲ要ス。

佛國法學者ノ通說ニシテ、不在者ノ財産管理ハ、其ノ者ノ居住シタル地ノ裁判所之ヲ管轄スベキモノタリ。而シテ其ノ申請ヲ裁判スルニ廣

ハ、
失踪者
ノ財産
ノ管轄
權

2、
諸
說

ろ、
去住者
ノ前住
ニシテ
シタル
地ノ管
轄權
有ス
トナ
ノ說

ク、財産所在地ノ裁判所ニ對シ、共助ヲ求メ、以テ事實ノ真相ヲ判断スベキモノトセリ。是レボードリー氏ノ說ナリトス。不在者ニシテ數箇國ニ財産ヲ有スルトキハ、住所裁判所ハ、財産所在地ノ裁判所ニ共助ヲ求メ、以テ申請ノ許否ヲ決

スベキモノナリト雖モ、財産保護ノタメ、緊要ナル場合ニアリテハ、直ニ處分ヲ命ズルコトヲ得ベシ、何トナレバ財産ノ減失ハ、國家ノ、經濟上、利害ノ關係僅少ナラザレバナリ。去住者ハ、既ニ一國ヲ去リタルモノナレバ、之ニ關スル財産

最後ノ住所ノ裁判地ノ管轄權ヲ有ス
トノ説

ノゴトキモ、亦不在者ノ居住セザル地ノ裁判所ニ於イテ、管轄スベキ權限ナシ何トナレバ、其ノ居所ヲ去リタルモノガ、歸國シタルモノト認ムルヲ以テ、穩當トスレバナリ。

以上三説アリト雖モ、最モ法理ニ適スルモノハ、財産所在地説ニシテ、遺留財産ノ存亡ハ、財産所在國

イ、意義

3、結論

ノ公益上、大ニ影響ヲ及ボスモノナレバナリ。果シテ然ラバ其ノ財産管理ニ適用スベキ法律ハ何レノ法規ナルヤト云フニ、或ヒハ、住所地法ヲ適用スベシト論ズルモノアリ。或ヒハ、財産所在地法ニ依リテ決スベキモノナリト主張スルモノアリ。是レ亦管轄ト同一ノ理由ニ基キ、後説ヲ至當ト認ム。

失踪トハ、人ノ生活上、不明ノ地位ヲ云ヒ、一個人ニシテ、從來ノ住所又ハ居所ヲ去リ、數年間生死ノ不明ナルトキハ、不在者若クハ第三者

一七、失踪宣告

口、失踪宣告ノ利益

ノタメ、失踪ノ宣告ヲナシ、遺留財産ノ處分ヲナサシム。

1、……資産ヲ抛棄シタル去住者ノ利益。

2、……第三者ノ利益。

3、其ノ財産ノ滅失若クハ減償ニ關シ、利害ノ關係ヲ有スル會社ノ利益。

3、……國家ノ公益。

い、普通ノ場合……七年。
ろ、特別ノ場合……三年。

1、日本民法

1、戰地ニ臨ミタル者。

2、埃太利

は、例……

2、沈沒セル船舶中ニ在リタル者。

3、大洪水ニ遭遇シタル者。

4、大地震ニ遭遇シタル者。

い、失踪者八十歳ヲ超過シ且ツ十年以來音信ヲ絶チタルトキ。

ろ、三十年以來生存ノ徵憑ナキトキ。

失踪宣告ノ時期ニ關スル各國ノ制度

3、佛蘭西

- は、戰場ニ於イテ重傷ヲ負ヒ三年以來生死不明ナルトキ。
- に、沈没シタル船舶中ニ在リタル者三年以來生存ノ明ラカナラザルコト。
- い、財産管理人ヲ置キタルトキ四年。
- ろ、財産確占有時期、失踪後三十年。
- は、財産管理人ヲ置カザルトキ十年。

4、伊太利

- い、財産管理人カ設置セシトキ三年。
- ろ、財産管理人ヲ設置セザルトキ六年。

5、和蘭…死亡宣告時期

- 1、財産管理人ヲ置キタルトキ五年。
 - 2、財産管理人ヲ置カザルトキ十年。
- 財産管理ノ申請ヲ相當トス認メ、諸種ノ新

6、露西亞

い、失蹤堆測ノ時
ろ、失蹤宣告ノ時

聞ニ三回ノ廣告ヲナシ尙ホ去住者不明ノトキ。

7、普魯西…死亡宣告

い、失蹤後七年經過本不在時

失蹤後、十年ヲ經過シ本人生存ノ懲憑ナキトキ。
相續人ノ失蹤ノ財産ヨリ生ズル收入ヲ取得スルナリ。

8、英吉利

ろ、更ニ六年經過ノ後
は、更ニ尙六年經過ノ後

動産ノ所有權ハ相續人ニ移轉ス。

9、蘇格蘭

い、失蹤後七年經過
ろ、失蹤後十四年經過
は、失蹤後二十年經過

相續人ハ、失蹤者所有ノ財産ヲ取得ス。
相續人ハ、不動産ノ所有權ヲ取得ス。

失蹤者ノ財産ヨリ生ズル果實ヲ取得ス。(相續人)。

イ、意義

去住者ニシテ、住所又ハ居所ヲ去リ、一定ノ期間音信ヲナサズ、其ノ生死ノ不明ナルトキ、利害關係人ノ請求ニヨリ、裁判所ノ言渡シタル失踪ノ宣告ヨリ發生スル効力ヲ云フ。

失踪宣告アリタルトキハ、失踪者ノ財産ハ、相續人ニ移轉ス。其ノ財産ノ占有者ハ、第三者ニ對シ、該財産ノ所有者ト看做サル、ナリ。

失踪宣告アリタルトキハ、失踪者ノ遺言書ハ、利害關

ロ、効果…要

領

係人ノ請求ニ依リ、之ヲ開封スベキモノトス。
失踪者ノ住居ヲ去リ、又ハ最後ノ音信ノ日ニ於ケル推定相續人其ノ他、失踪者ノ死亡ニ依リ、其ノ財産ニ利害ノ關係アルモノハ、其ノ財産ヲ取得ス。
失踪者ノ財産ヨリ生ズルトコロノ果實ハ、不在者ガ、住居ヲ去リ又ハ、最後ノ音信ノ日ヨリ若干年内ニ歸住

1、意義

スルトキハ、其ノ何分ノ一ヲ取り戻シ得ルモ、若干年間現出セザルトキハ、其ノ全部ヲ失フモノトス。

甲國人ガ、甲國ニ於イテ、失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ、其ノ効果ハ、甲國法ニヨリテ、決スベキモノナリトイヘドモ、甲國人、乙國ニ至リ、住所ヲ去リ、失踪ノ宣告アリタルトキハ、何レノ國法ニ依リテ、其ノ効果ヲ支配スベキヤト云フニ、左ノ三説アリ。

1、概説

失踪ノ宣告ノ効果ハ主トシテ失踪者ノ財産ニ關スルコト多シ。從ツテ、其ノ財産所在地ノ法律ニヨリテ其ノ

失

失

踪

相續ノ
豫備開
示ノ一
種ニ過
ギズ。
故ニ不
動産ニ
付ハテ
其ノ所
在地ノ
法律ヲ
適用シ

國際私法

國際私法

一八、
失踪ノ
果ノ効

効果ヲ決
セザルベ
カラズ。
此ノ説ノ
主張ハ、
三派ニ分
ル。
失踪者
ノ財産
占有免
許ノ裁
判ハ、

失

踪

[Blank lines for notes]

フニア
リ。古
來學者
ノ唱フ
ルトコ
ロニシ
テ、佛
國民法
第三條
ハ、此
ノ主旨
ニ依リ

國際私法

[Blank lines for notes]

い、
財地所
在法
說

A、

動産ハ
失踪者
ノ住居
セシ地
ノ法律
ニ從ヒ
失踪宣
告ノ効
果ヲ定
メザル
ベカラ
スト云

失

踪

2、三説

B

ズルコト能ハズ。是レ二者其ノ原因ヲ同ジクセザレバナリ。故ニ、失踪宣告ノ効

國際私法

ハ、

失踪宣告ノ法定効力ヲ規ムル

テ、規定ヲ設ケタルナリ。失踪宣告ノ効力トハ、果ト、相續開始ノ効力トハ、之ヲ同一ニ論

力ニ付
キ失踪
者ノ不
動産ハ
其ノ所
在地ノ
法律ヲ
適用シ
動産ハ
失踪者
ノ本國
法ニヨ

リ決セ
ザルベ
カラズ
ト云フ
ニアリ。
失踪宣
告ノ効
果ニ付
キ何レ
ノ國法
ヲ適用
スルヤ

ハ、失
踪者ノ
財産所
在地ノ
法律ニ
從ヒテ
決スル
ヲ常ト
ス。何
トナレ
ク、失
踪ノ効

果ハ、
主トシ
テ失踪
者ノ資
産ニ關
スルコ
ト多ク
其ノ財
産ハ、
一私人
ノ所有
ニ屬ス

失
踪

國際私法

ハ國家ノ公益上利害ノ關係僅少ナラザルニ依リ所在地法ヲ適用スベキハ當然ナリ

C、
ルモ、
産財所
在國ノ
資本ヲ
構成ス
ル富ノ
一部分
ナリ。
然ラバ
其ノ減
失スル
ト否ト

トス。
之ヲ要
スル。
ニ失踪
宣告ノ
効果ニ
關スル
法規ハ
失踪者
ノ財產
所在國
ノ公益

規定メ
ンバナ
リ。

此ノ說ハ、失踪宣告
ノ効果ハ、失踪者ノ
タメ至大ノ影響ヲ及
ボスモノナルヲ以
テ、前記ニ住居セシ
地ノ法律ヲ適用スベ
シト云フニアリ。然
レドモ、陳腐ノ說ニ
シテ、現今此クノゴ

ろ、
失踪者
ノ住居
地法說

トキ說ヲ主張スルモ
ノナシ。何トナレバ、
住所ハ、所々ニ轉々
スルモノニシテ、現
今世人ノ重キヲ措カ
ザル所ナレバナリ。
然ルニ、人ハ住居ニ
付屬ストノ封建時代
ノ舊說ヲ維持シ國家
ト財產トノ關係及ビ
本國法ト其ノ國人ト
ノ關係ヲ見ザル僻說
ナレバナリ。

は、
本國法
說

失踪宣告ノ効果ハ、
人ノ身分ノ變更ナル
ヲ以テ、其ノ本國法
ニヨリテ、之ヨリ生
ズル効果ヲ定ムベキ
ハ、理ノ見易キトコ
ロナリ。故ニ獨逸人、
我ガ國ニ來リテ、失
踪ノ宣告ヲ受ケタル
トキハ、其ノ効果ハ
獨逸法ニヨリテ定メ
ザルベカラズ。

之ヲ要スルニ、絶對主義ヲ主張スルハ、國際私法ノ原理ニ適セルモノト認ムルコト能ハザルナリ。何トナレバ、第一說ヲ唱フルモノハ、財産所在地法ヲ適用スベシト云フモ、其ノ財産ニシテ數ヶ國ニ散在スルトキハ、數個ノ法律ヲ適用セザルベ

に、結論

カラズ。豈ニ策ノ得タルモノト云フベクシヤ。然レドモ、不動産ニ付テハ、之ヲ外國法ニヨリテ、支配ストセバ、一國ノ經濟上又ハ政略上不得策ナルヲ以テ、不動産所在地法ヲ適用スベキモノタリ。動産ニ至テハ何レノ國法ニ從ヒテ、之ヲ決